

結果、正規職員と臨時職員の構成が変わらず、かつて市が直営していたころとほぼ同じ状況となっている。これは、当初、指定管理者制度を導入する際に目指した姿とは全く違う。また、市の直営であれば、担当課がじかに保育現場と密接な連絡をとり合いながら、より迅速に対応することができるが、社会福祉協議会を指定管理者に指定して運営するとなれば、同じ業務を持った部署が2つできて、二重の行政展開をしなければならぬ。しかも風通しは悪くなり、対応も遅れるということが一番懸念される。本当に子育て支援のまちを標榜するのであれば、市が責任をとれる内容で保育を展開すべきだと思うので、反対であるとの意見が出されました。

また、委員からは、指定管理者制度は行財政改革の一環であるが、まだ移行期でもあり、完璧に実施することは難しいと思う。しかし、必ずや保護者や市民の要望にこたえられる保育行政が確立できると思うので、この議案には賛成であるとの意見が出されました。

また、委員からは、子供たちを取り巻く保護者あるいは地域などの守りの環境整備が重要である。そのような体制についても前向きに取り組まれているので、これからも一層連携を密にして取り組んでいただくことをお願いし、本案に賛成であるとの意見が出されました。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第88号 指定管理者の指定についての1件について、討論の通告

がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第4、議案第88号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。

よって、議案第88号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

小関勝助委員長。

(小関勝助産業・建設常任委員長登壇)

○小関勝助産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成23年第7回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案6件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月16日、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて開催しております。

なお、議案第93号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第96号 長井市勤労センター設置条例を廃止する条例の設定については、教育委員会における社会教育施設として一体的に管理運営するために提案されたものであり、本案の審査については、所管の文教常任委員会との連合審査会を開催し、審査を行ったところであります。

それでは、議案第93号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第96号 長井市勤労センター設置条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

審査に当たり、商工振興課長からは、議案第93号は、長井市勤労青少年ホームを社会教育施設として管理するに当たり、第16条から第18条までの運営協議会に係る部分を削除するなど、所要の改正を行うために提案するものである。また、議案第96号は、長井市勤労センターを構成する中央地区公民館、長井市民体育館、勤労青少年ホーム、テニスコートを議案第90号、第93号及び第96号によって教育委員会施設として一体的に管理運営することを目的に、複合体としての勤労センターを廃止するため提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、中央地区公民館運営協議会からの要望にはホーム職員の賃金を公民館並みにしてほしいとあるが、業務内容が異なることから難しいと回答している。しかし、同じフロアでの待遇格差は円滑な運営にも大きな支障があり、できるだけ実現するよう努力してもらいたいとどうかとの質疑がなされ、商工振興課長からは、同じフロアでのホームの今後の体制は重く受けとめている。3年間の実際の動きを見ながら、必要な場合には次の段階でしかるべき体制をとることはあってしかるべきと考えるとの答弁を受けたところであります。また、教育長からは、ホームと公民館の給与が違ふことは、公民館運営協議会でも心配しているのは事実である。館長が兼務でもよいとなっているが、ホームの職員の給与調整の部分は運営協議会で調整できるのではないかと考えている。指定管理における人件費の問題も問われているので、全体的な検討をしていくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、勤労青少年福祉法に基づ

く施設である勤労青少年ホームを教育委員会で所管するというのは、どう考えても変だと思う。今でも活動している人もいるので、支障がないようにしたいということはわかるが、教育委員会所管になることから、社会教育法に基づく施設であっても、今までやってきているホームの事業を受け継ぎ、取り込んでいくことができると思うとどうかとの質疑がなされ、商工振興課長からは、施設自体は勤労青少年福祉法に基づく補助事業で建てられ、働く青少年に福祉サービスを提供するものである。一方、社会教育法では学校教育を離れた青少年を扱い、教育委員会の業務として職業教育という項目まで上げていることからすると、教育委員会で勤労者を対象にした社会教育事業もできるものとする。また、県の雇用対策課からは、市長部局から教育委員会部局に所管を移すことも問題ではないとの回答を得ているとの答弁を受けたところであります。また、教育長からは、ホームの事業をそっくり教育委員会に移管したい。ただ、ホーム利用者には勤務先が長井市のほか飯豊、白鷹の方もいる。利用者が積み上げた実績もあり、そういう方が使いにくくならないようホームを残した。また、ホーム事業の中には社会教育法に抵触する部分もあり、公民館とホームの事業を分割した。3年の経過の中でもっと一体化できるように検討したいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、勤労青少年福祉法に基づいて管理、運営されている施設を教育委員会で所管してもよいといっても、そぐわないと思う。教育委員会が所管する以上、それに合った施設にしていくよう3年間で検討していただきたいとの質疑がなされ、教育長からは、言われる方向で検討したいとの答弁がなされたところであります。

また、委員からは、勤労青少年ホームを残す理由として、組織が一般化されており、使用者

の利便性を図るためとあったが、今まで商工関係の管理では営利団体などにも貸し出していたが、そういう人が締め出されては全体としてマイナスになるということもあり、教育委員会の所管になっても今までどおりの許可条件で貸し出すと理解してよいかとの質疑がなされ、商工振興課長からは、社会教育法上の公民館は使用の限度がある。ただ、公民館以外の部分はそういう規定は見受けられず、現に業者展示、講座などの行事もやってきた経緯があり、可能と考えたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、ホームの使用については、市民から申し込みを受けたが、同じタイミングでホーム利用者から予定が入った場合、どちらが優先されるか、また、優先順があるとすれば市民に丁寧に周知すべきではないかとの質疑がなされ、ホームの利用団体の活動は月、水、木、金の夜間に固定している。重複した場合はホームの利用団体を優先している。昼間は申請順にお貸しする。施設の利用法など丁寧に説明していきたいとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、勤労センターは合築施設であり、わかりにくく複雑な施設であるという声がある。また、館長2人制、優先順位、営利目的での利用等、まだまだ複雑である。しかし、勤労青少年ホームは若い男女が交流する貴重な場でもあり、教育長からは、今後、コミセン化の検討も含め、今回の改正やその後の指定管理者制度によりすっきりさせていくとの答弁があり、そのことに期待し、本議案には賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、議案第93号、議案第96号は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 長井市多目的研修センター設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査に当たり、農林課長からは、本案は、長井市多目的研修センターの管理について指定管

理者制度を導入するに当たり、所要の改正をするために提案するものとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、本施設の多目的ホールは体育館としてのイメージが強いが、これを体育館として認定することはなじまないのかとの質疑がなされ、農林課長からは、施設は一体的に管理していくのが一番効率的だ。また、体育施設としては規定の面積なども求められるため、施設全体を生涯学習施設として将来とも管理する方法がよいと考えたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この施設も指定管理になるわけだが、老朽化、豪雪による損傷等の際の修繕はどうなるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、今回の指定管理者の募集要項にも大規模改修は市で責任を持って行うと明示しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第91号は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号 長井市伊佐沢コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査に当たり、農林課長からは、本案は、伊佐沢コミュニティ施設について、指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理者による管理規定を追加するとともに、所要の条文整理をするために提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、伊佐沢地区公民館運営協議会での指定管理ということがまだしっくりしていないのではないかと。今までとこれからの管理がどう変わるのか不安があるはずだ。協議会への説明はなされているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、運営協議会とは打ち合わせを持ち、使用申請、料金徴収などの煩雑さから解消されること、大規模修繕についての市の責任などについて説明し、了解を得ている

+

との答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第92号は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号 長井市西根地区むらづくりセンター設置条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

審査に当たり、農林課長からは、本案は、長井市西根地区むらづくりセンターを、設置時の目的を踏まえた上で、長井市西根地区公民館としての指定管理が2期目に入ることから、教育委員会施設として効率的な管理運営をするため提案するものであるとの説明がなされました。

採決の結果、議案第94号は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号 長井市農村環境改善センター設置条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

審査に当たり、農林課長からは、本案は、長井市農村環境改善センターを、建設時の目的を踏まえた上で、長井市致芳地区公民館として管理運営を行うために提案するものである。管理運営に係る予算が農林水産業費に計上されていることから、管理運営主体がわかりにくい面もあった。このたび指定管理が2期目に入ることから、教育委員会施設として効率的な管理運営をするため、本条例の廃止をするものであるとの説明がなされたところであります。

採決の結果、議案第95号は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第91号 長井市多

目的研修センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第96号 長井市勤労センター設置条例を廃止する条例の設定についてまでの6件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第5、議案第91号 長井市多目的研修センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第92号 長井市伊佐沢コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第93号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第94号 長井市西根地区むらづくりセンター設置条例を廃止する条例

の設定についての1件について、産業・建設委員長報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第94号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第95号 長井市農村環境改善センター設置条例を廃止する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第95号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第96号 長井市勤労センター設置条例を廃止する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第96号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二予算特別委員長登壇)

○佐々木謙二予算特別委員長 今定例会において

予算特別委員会に付託になりました議案第97号 平成23年度長井市一般会計補正予算第6号をはじめ特別会計補正予算2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月19日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、2名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださるようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第97号 平成23年度長井市一般会計補正予算第6号、議案第98号 平成23年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号及び議案第99号 平成23年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号につきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等につきましては、十分に意を用いられ、事務の執行に当たられますようお願い申し上げます、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第11、議案第97号 平成23年度長井市一般会計補正予算第6号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。